

小 郡 市 ス ポ ー ツ 推 進 基 本 計 画

【 概 要 版 】



小 郡 市
小 郡 市 教 育 委 員 会

■ 計画策定の趣旨

スポーツが青少年の健全育成や体力の向上だけでなく、協働による地域振興や、経済への波及効果、健康で活力に満ちた長寿社会の創造、スポーツによる国際貢献や開発支援など、スポーツへの期待がますます高まってきました。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による、復旧・復興の過程の中で、「社会の絆」の重要性が改めて認識されています。こうした状況をふまえ、国においては、制定から 50 年が経過した「スポーツ振興法」を見直し、新たに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とした「スポーツ基本法」が制定されました。この法律の目的をふまえ、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」が策定されました。

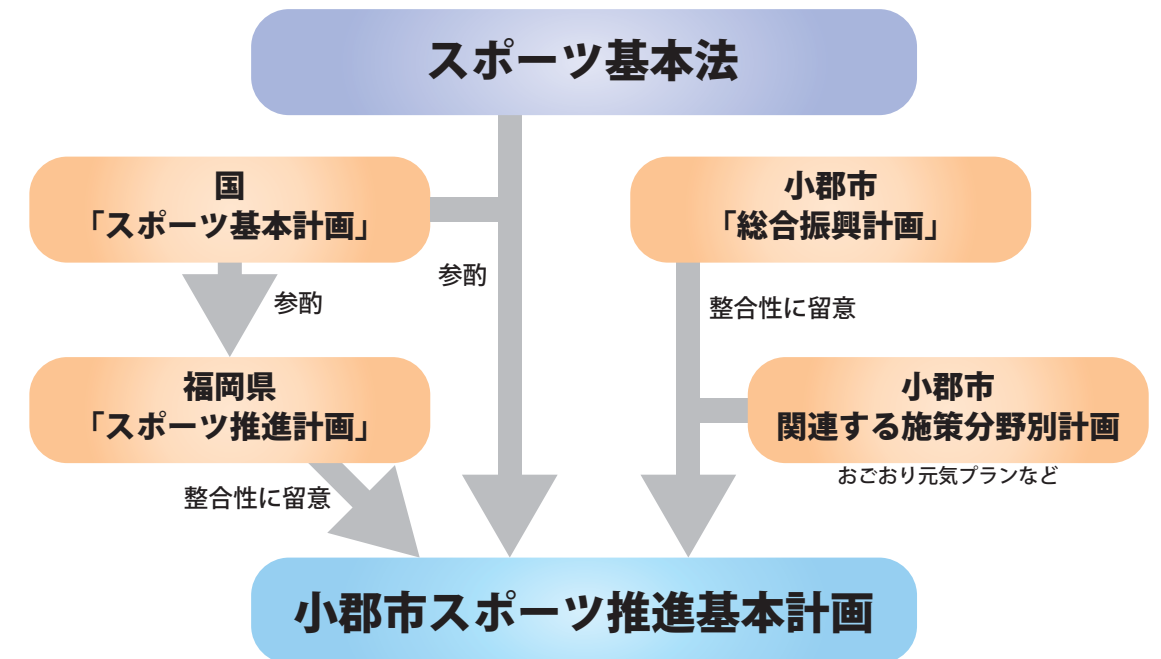
本市では、少子高齢化が進展するとともに、急激な社会の進展によるライフスタイルの変化など、市民の生活環境も大きく変化しています。また、県においても、新たに「福岡県スポーツ推進計画」が策定され、「県民幸福度日本一」に向けての新たな動きが始まりました。

本市においても、国、県に準じるとともに、競技性の高いスポーツだけでなく、ウォーキングなどの身体を動かす活動や遊びの要素を取り入れながらスポーツとして行なわれるレクリエーションも含めて計画の対象としながら、本市独自の計画を策定するものであり、併せて老朽化が進むスポーツ施設の整備計画を検討していきます。

■ スポーツ推進基本計画の位置付け

スポーツ推進基本計画は、小郡市がスポーツの推進をとおして目指すべき姿を示すものであり、今後のスポーツ推進に係る小郡市の施策の方向性を示す基本的計画です。競技性の高いスポーツだけでなく、ウォーキングなどの身体を動かす活動や遊びの要素を取り入れながらスポーツとして行なわれるレクリエーションも含めて計画の対象とします。

策定にあたっては、スポーツ基本法第 10 条「地方公共団体が定めるスポーツの推進に関する計画」に該当するものとして、スポーツ基本法の理念に則り、その他スポーツ推進に関する上位計画だけでなく、小郡市のまちづくりとの整合性を図るものとします。



■ 計画の期間

本計画は、策定から概ね 10 年間（平成 27 年度から平成 36 年度）とし、10 年間を通じた基本理念、基本方針を定め、今後総合的・計画的に取り組む施策を体系化しています。

また、社会情勢の変化や、国のスポーツ基本計画や本市の総合振興計画など関連する計画等との整合性に留意し、必要に応じて見直し等を行うこととします。

小郡市のスポーツ・レクリエーション活動を活発化するための具体的な施策

柱1 | ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション機会の充実

各種スポーツ事業の充実

小郡市が行っている各種事業で満足度が低いイベントについては、内容や開催時期の見直しを行なうことによって、事業の充実を図ります。

【主な取組み】

- ・小郡ロードレース大会や市民ふれあい運動会などの満足度を高めるために内容の見直しを図る

など



高齢世代のスポーツ活動の推進

今後の高齢化社会を見据え、高齢者がスポーツや運動を通じて地域社会に参加し交流を深め、生きがいを感じられるよう、保健・福祉等の分野と連携を図りながらスポーツを推進します。

【主な取組み】

- ・安全性に配慮したウォーキングコースやジョギングコースなどの選定など、日常的に運動できる環境の構築を図る

など

子育て世代のスポーツ活動の推進

幼児を対象としたスポーツ活動の推進を図ると同時に、育児中の親が気軽にスポーツや運動を行いやすい環境の整備を図ります。

【主な取組み】

- ・かるがも教室などの親子で楽しめるイベントの拡充など、親と子が触れ合う機会の充実を図る

など



ジュニア世代のスポーツ活動の推進

青少年期は心身の基礎をつくる大切な時期であり、定期的にスポーツを行う習慣を身につけることが重要です。学校での体育活動やクラブ・部活動の充実を図ります。

【主な取組み】

- ・学校部活動やクラブ活動と体育協会等との連携を強化することにより、小・中学生のスポーツに対する意識の向上を図る

など



障がい者のスポーツ活動の推進

障がい者のスポーツ活動を推進するために、日常的にスポーツ活動ができるような環境の整備に努めます。また、スポーツ活動を通じて、障がいのある人もない人も互いに尊重し、支えあう共生社会の実現に取り組みます。

【主な取組み】

- ・各スポーツ施設のバリアフリー化を促進する

など



柱2 | スポーツを支え、生かす仕組みの充実

団体との連携・支援

生涯スポーツや競技スポーツのほか、スポーツ・レクリエーションなど各分野でスポーツを実施している各団体との連携を深め、地域のスポーツ活動や市民活動を支援します。

【主な取組み】

- ・体育協会加盟団体と連携し、活動を支援する
- ・競技団体同士のつながりを創出するなど



支える人材の育成・発掘

市民のニーズに対応した指導者の育成を図るとともに、スポーツ活動の企画や運営を支えるスタッフやボランティアの必要性及び活動内容を市民に周知し、活動機会の拡充を図ります。

【主な取組み】

- ・スポーツ推進委員の研修と活動を促進し、必要があれば増員を図る
- ・スポーツ指導者やボランティアなど、人材のリスト化を行ない、市民とのマッチングを行う

など



地域との連携・支援

コミュニティの形成・活性化を図るため、市民が参加しやすい地域単位の事業・イベントを開催します。また、近隣市町村との連携強化についても検討します。

【主な取組み】

- ・各自治会等や校区スポーツ振興委員の活動を援助し、地域のスポーツ推進を図る
- ・地域同士の交流が生まれるスポーツイベントを開催する

など



スポーツ関連情報の発信

市民が必要とする時に、情報を得ることができるよう、スポーツに関する適切な情報提供を図ります。また、スポーツ観戦についても情報発信を図ります。

【主な取組み】

- ・各種スポーツ事業の情報発信を充実する
- ・市内でのスポーツ活動の情報を収集し、市民が必要な時に取得できる仕組みの構築を検討する

など

■ 基本理念

小郡市民のスポーツに対する意識は総じて高く、日常的にスポーツ・運動に慣れ親しんでいる状況であり、今後はその質の向上を目指していくことが望めます。また、スポーツを通じて、小郡市総合振興計画に掲げる将来像である「人が輝き、笑顔あふれる 快適緑園都市・おごおり」を目指し、健康でいきいきとした生活を実現するとともに、スポーツによる市民の多様な交流の場を創出し、笑顔あふれるまちの実現に繋げていくことが大切だと考えます。

そこで、本計画は、「**くらしと密着したスポーツのまち おごおり**」を基本理念とし、くらしと密着したスポーツを通して健康の増進や人と人のつながりを創出し、市民全体が豊かな生活を送ることが可能なまちを将来像として、本市のスポーツを推進します。

くらしと密着したスポーツのまち おごおり

■ 基本方針

以下の3つを柱として基本方針を示します。

柱1 | ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション機会の充実

市民のスポーツに対する高い意識を更に向上させることや、日常的にスポーツを行っていない市民に対してはスポーツの持つ役割や効果を発信することと同時に、スポーツ・運動を行いたいという意識の形成を図ります。

少子高齢化や人口減少などの社会変化の中で、スポーツに対するニーズが多様化する中、競技スポーツから誰もがスポーツに関わることができるいわゆる生涯スポーツ活動など、ライフステージに応じたスポーツをする機会の創出を図ります。

柱2 | スポーツを支え、生かす仕組みの充実

スポーツをするためには、指導者、審判員、団体運営者、施設管理者など、スポーツに係わる様々な人材の協力が必要不可欠であることから、その人材育成や活動の活性化を図ります。

スポーツ・運動をしたいという市民に対して、必要な情報を必要な時に取得できるように、メディアやインターネットをはじめとした情報ネットワークの形成を図ります。

市民が気軽に地域でスポーツができる仕組みとしての総合型地域スポーツクラブの活動支援、学校教育や各種団体との連携など、市民のスポーツ環境を支える連携体制づくりを図ります。

柱3 | スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実

屋外スポーツの拠点として小郡運動公園、屋内スポーツの拠点として小郡市体育館を位置付け、機能強化や利用促進を図ります。特に小郡市体育館については、老朽化が進行し、市民のニーズに対して十分なサービスが提供できていない状況を鑑み、財政事情を勘案しながら適切な整備を目指します。

市民が身近な場所でスポーツをできるようにするため、各地域の身近なスポーツ環境として機能している学校施設や近隣市町村との連携を行うなど、スポーツができる場所の拡充を図ります。



小郡市スポーツ推進基本計画 【概要版】

発行 小郡市教育委員会 スポーツ振興課
〒838-0115 福岡県小郡市大保 427 番地 1
でんわ 0942-75-2373 / ファックス 0942-75-2454
E-mail sports@city.ogori.lg.jp

屋外スポーツ施設の整備・改善

屋外スポーツの拠点である、小郡運動公園内の競技性の維持のために必要な整備・改修を行います。

また、各地域運動広場についても、必要な整備を行うなど適正な維持管理に努めます。

【主な取り組み】

- 施設を適正に維持管理するための整備に取り組む

など



屋内スポーツ施設の再整備

屋内スポーツの拠点として重要である、小郡市体育館及び小郡市勤労青少年センター（武道場）、小郡市弓道場は、今後の屋内体育施設の拠点となるよう総合体育館の整備に向けて検討します。

【主な取り組み】

- 市民や利用団体のニーズに即した施設となるよう、総合体育館の整備に向けて検討する

など



学校体育施設の適正な維持管理

地域スポーツの拠点として位置付けられる各小・中学校の体育施設は、施設管理部署との連携により、適正な維持管理に努めます。

【主な取り組み】

- 各小・中学校の体育館、武道場等は、利用者の安全面や利便性に配慮した適正な維持管理に努める

など



ソフト・マネジメントの改善

市民がスポーツに親しめる場を提供するために、利用方法等の改善に努めます。

【主な取り組み】

- 利用申し込みの簡素化や利用方法等の見直しにより、多くの市民が利用しやすい施設づくりに努める

など



バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の促進

施設のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの観点に基づき、全ての人々が利用しやすいスポーツ環境整備を推進します。

【主な取り組み】

- 既存施設については、バリアフリー化を促進する

など

計画策定後の計画の推進体制

本計画は、スポーツ振興課を事務局とし、スポーツを通して小郡市の活性化を推進していくため、関係各課と情報の共有や、連携を図りながら取組みを推進します。本計画で掲げた市民のスポーツ推進に関する各施策については、PDCAサイクル（計画管理のためのサイクル）により、点検や評価を行うことで計画の進捗状況を把握し、実効性を確保します。



計画の進行管理

本計画は、原則として市の総合振興計画における施策評価制度の活用やスポーツ推進審議会を設置し、その中でチェックを行ないながら、本計画の各種施策や事業について点検を行っていきます。

また、計画の見直しにあたっては、スポーツ推進審議会の意見を聞きながら社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行っていきます。

市民、団体等との連携・協働

市民が日常的にスポーツに取り組めるよう、意識啓発活動を推進するとともに、誰もが参加しやすい環境づくりを進めます。また、統計データの収集や、定期的な市民アンケートの実施などにより、市民ニーズを把握した上で計画の改善などに活かします。

また、より一層のスポーツ活動を推進するため、スポーツに取り組む各種団体の自主的な活動を支援するとともに、各種団体と連携した取組みを積極的に実施します。

